

○防衛省告示第二百十五号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が令和二年十月十四日次のとおり決定された。

令和二年十月十六日

防衛大臣 岸 信夫

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
六〇二二	嘉手納弾薬庫地区	沖縄市、うるま市	国有	土地…約六、〇〇〇平方メートル	
			公有	土地…約七、二〇〇平方メートル	

民有  
土地…約七、三〇〇平方メートル

国有  
工作物…門等

道路等用地として共同使用する。

六〇三六 トリイ通信施設  
沖繩県中頭郡読谷村  
民有  
土地…約五九、〇〇〇平方メートル

自衛隊が訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和二年十月十九日から同年

十一月十四日までの間

六〇五一 普天間飛行場  
宜野湾市  
国有  
土地…約二八〇平方メートル

民有  
土地…約五八、〇〇〇平方メートル

自衛隊が訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和二年十月十九日から同年

十一月五日までの間

六〇五六 牧港補給地区  
浦添市  
国有  
土地…約二五〇平方メートル

民有  
土地…約一一、〇〇〇平方メートル

自衛隊が訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和二年十月二十六日から同

年十一月五日までの間

六〇七六 陸軍貯油施設

沖繩市

公有  
土地…約二、九〇〇平方メートル

民有  
土地…約六二〇平方メートル

国有  
工作物…舗床

道路等用地として共同使用する。

◎追加提供

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘要

五一二七 鹿屋飛行場 鹿屋市 国有  
土地…約二〇、〇〇〇平方メートル

国有  
建物…約一三、〇〇〇平方メートル

国有

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和二年十月十五日から同年十一月

五日までの間

二 必要に応じて、訓練の撤収に必要な

期間

海上自衛隊鹿屋航空基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

六〇二九 キャンプ・コートニ うるま市

国有

建物…約四〇平方メートル

ー

国有

工作物…門等

保安施設として追加提供する。

◎新規提供

施設番号 施設名

所在地名

所有関係

摘

要

五一三〇 臥蛇島

鹿児島県鹿児島郡十

国有

土地…四、三〇〇平方メートル

島村

公有

土地…二、八五四、〇〇〇平方メートル

訓練施設として新規提供する。

使用期間…

一 令和二年十月十五日から同年十一月

五日までの間

二 必要に応じて、訓練の撤収に必要な

## 期間

臥蛇島の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。